

特定建設作業の届出について

騒音規制法・振動規制法では、著しい騒音、振動を発生する建設作業を特定建設作業と定め、特定建設作業を実施する元請け業者に対して、特定建設作業の事前届出が義務づけられています。

特定建設作業の届出をせず又は虚偽の届出をした者には、罰則規定があります。(届出義務違反)

届出対象	久御山町内において、騒音規制法・振動規制法に係る「特定建設作業」を実施しようとする時（指定区域内）
届出時期	作業開始の7日前までに提出 7日前とは、特定建設作業を開始する日の前日を第1日目としてさかのぼり、8日目に相当する日までに提出することになりますのでご注意ください。
添付書類	特定建設作業実施届出書（騒音・振動の防止の方法を必ず明記すること。） 建設工事の工程表（特定建設作業の工程を明示したもの。） 特定建設作業場所周辺の付近の見取り図 特定建設作業を行う機械のカタログ
提出部数	正副2部（産業・環境政策課1部、届出者控え1部）
提出窓口	久御山町役場2階 産業・環境政策課
その他	バックホウ、トラクターショベル及びブルドーザーについては、国土交通省により低騒音型建設機械として届出不要に指定されている型式がありますので、確認をお願いします。 騒音規制法、振動規制法に定める規制基準を遵守してください。 騒音や振動等の防止対策を講じるよう努めてください。

◎周辺住民への説明

特定建設作業の際はもとより、それ以外の工事の際にも周辺の生活環境には十分配慮してください。

周辺住民等に対し、できる限り早い時期に工事の概要や作業工程等の計画内容を説明するとともに、建設作業において周辺住民等から苦情等が発生しないように配慮し、苦情が発生した場合には、誠意をもって苦情解決に努めてください。

特に解体工事は、騒音、振動、粉じん等が著しいため、十分な対策を講じてください。

◎その他の届出について

作業内容によっては、他法令に基づく届出が必要となる場合がありますので京都府に確認してください。

例：大気汚染防止法（アスベスト）、建設リサイクル法など